

# 周防大島町災害廃棄物処理計画



平成29年3月  
周防大島町



# 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画の位置付け               | 1  |
| 第1節 計画の趣旨                 | 1  |
| 第2節 計画の位置付け               | 1  |
| 第3節 基本的な事項                | 3  |
| 1. 対象とする災害                | 3  |
| 2. 対象とする災害廃棄物と業務          | 3  |
| 3. 災害廃棄物処理の基本方針           | 4  |
| 4. 処理主体                   | 4  |
| 5. 地域特性                   | 5  |
| 第2章 災害発生時の処理体制の構築         | 7  |
| 第1節 災害対策の体制               | 7  |
| 1. 災害対策本部                 | 7  |
| 2. 清掃班の設置                 | 7  |
| 3. 対策系統                   | 8  |
| 第2節 情報の収集と共有体制            | 8  |
| 1. 災害対策本部事務局等から収集する情報     | 8  |
| 2. 清掃班において行う情報収集          | 9  |
| 3. 県と共有する情報               | 10 |
| 4. 関係者と共有する情報             | 10 |
| 5. 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報  | 10 |
| 第3節 広域連携体制の構築             | 11 |
| 1. 自衛隊・警察・消防・衛生関連の協力・支援体制 | 11 |
| 2. 近隣自治体等との広域的な協力・支援体制    | 11 |
| 3. 民間事業者等との連携・支援体制        | 12 |
| 第3章 災害廃棄物の処理              | 13 |
| 第1節 災害廃棄物処理の全体像           | 13 |
| 第2節 災害廃棄物の処理              | 14 |
| 1. 災害廃棄物処理の流れ             | 14 |
| 2. 収集運搬                   | 15 |
| 3. 仮置場                    | 16 |

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 第4章 | 町民協働と理解の促進       | 18 |
| 第1節 | 広報・広聴の促進         | 18 |
| 第2節 | 相談・苦情の受付と対応      | 18 |
| 第3節 | 災害時ボランティア等の対応と支援 | 18 |
| 第5章 | 環境への配慮           | 18 |

# 第1章 計画の位置付け

## 第1節 計画の趣旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年度の熊本地震に代表される地震による災害は、被害が広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶等社会に与える影響が非常に大きく、さらに津波堆積物を伴う渾然一体となった災害廃棄物の処理の問題は甚大で、震災からの復旧・復興の大きな障害となりました。当然、日常の一般廃棄物についても、平常時の収集・運搬及び処理を行うことが困難となります。

また、近隣においても平成26年には岩国和木豪雨災害などの大規模な風水害が発生するなど、災害復旧のための災害廃棄物処理対策は重要となっています。

周防大島町(以下「本町」という。)においても、発災後、速やかに被災現場からがれき等を撤去し、適切かつ迅速な方法で処理していくとともに、避難所からのごみ・し尿処理問題等に対して、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

本計画は、「災害廃棄物対策指針(平成26年3月、環境省)」等を参考として、平常時における事前対策並びに災害発生後の各段階に応じた応急対策及び事後対策についての基本的な方針を示すことにより、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理の推進を確保することを目的として策定するものです。

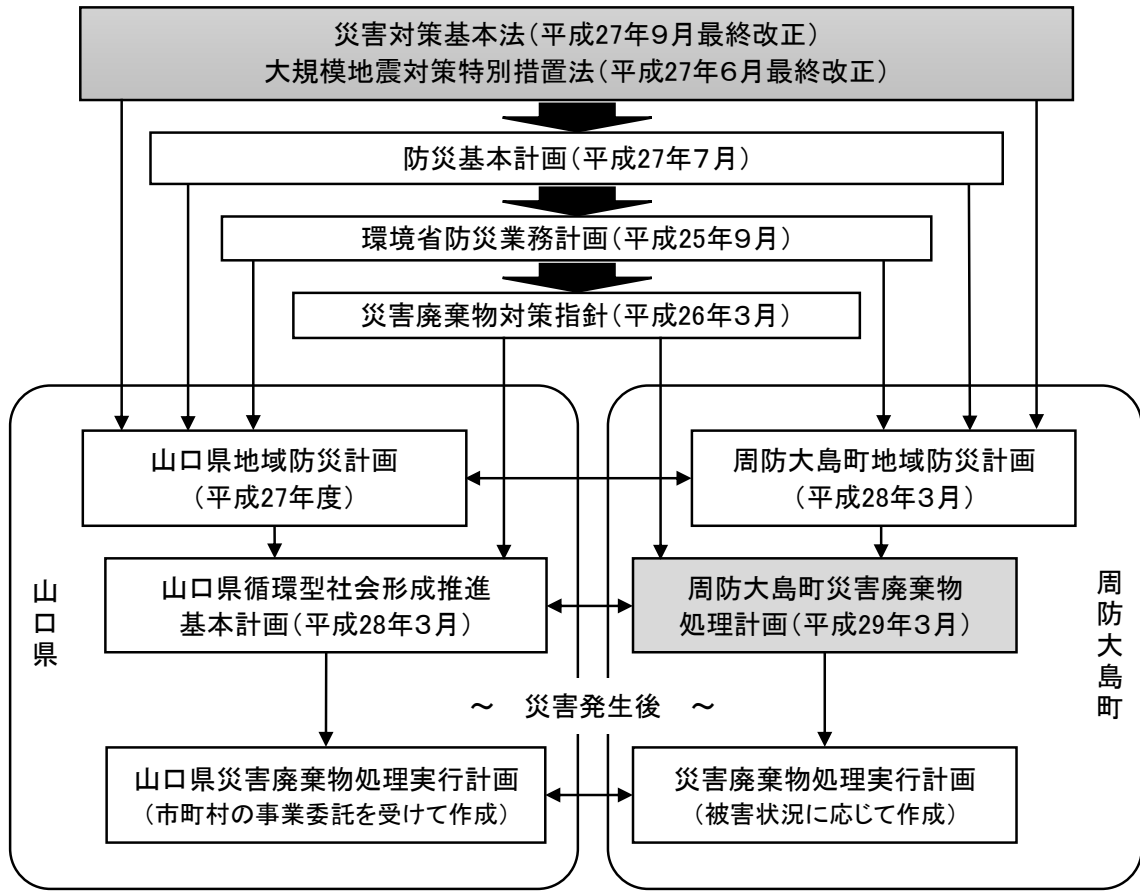
なお、本計画は、地域防災計画や被害想定が見直された場合や、今後新たに災害の被害が発生した場合など、計画策定の前提条件に変更があった場合は適宜見直しをするものとします。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、地震、風水害等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に住民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に関する本町の基本的な考え方、処理方法や処理手順を示したものです。

災害廃棄物処理に係る防災体制における本計画の位置付けは、次の通りです。

図1-1 計画の位置付け



## 第3節 基本的な事項

---

### 1. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、水害及びその他自然災害とします。

### 2. 対象とする災害廃棄物と業務

#### (1) 災害廃棄物の定義と種類

本計画において対象とする災害廃棄物は、「地震や水害等の非常災害により被災した住民から排出される粗大ごみ、家庭ごみ(生活ごみは除く。)、被災建物の解体撤去等で発生する廃棄物」とします。

災害廃棄物は、大別すると、がれき類(可燃物、不燃物)、有害廃棄物、取扱に配慮が必要となる廃棄物(以下「がれき類等」という。)と津波堆積物です。

また、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物として、し尿・汚泥、生活ごみ等があります。

さらに、本町においては、養殖漁場や定置網等に由来する漁具魚網や冷凍庫に保管される鮮魚類、沿岸域にある施設園芸の関連器具及び暖房用重油タンク等があるとともに、津波や高波等により長期浸水域となることから、塩分や水分を含む廃棄物等取扱に配慮が必要となる廃棄物が大量に発生するおそれがあります。

#### (2) 発災後の業務概要

「災害廃棄物処理事業(以下、処理事業)」には、災害廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分が該当します。

必要に応じて被災建物等の解体、撤去作業を含む場合があります。

この処理事業には、一次仮置場、二次仮置場の整備・運営、さらに、これらの事業執行に必要な処理実行計画の策定、各種補助申請、広域的な協力体制の構築等の事務等も対象業務となります。

### 3. 災害廃棄物処理の基本方針

#### (1) 生活環境の保全

住民の生活環境を保全するため、処理の優先度の高いものから迅速に災害廃棄物の撤去及び処理を進めます。

#### (2) 早期処理の実現

早期に二次仮置場の中間処理を開始し、一次仮置場の周辺環境への負担を軽減させるとともに、一次仮置場の解消、災害廃棄物の処理の完了を目指します。

#### (3) 町内処理の優先

災害廃棄物は、原則、できる限り町内で処理を進めます。

#### (4) 埋立削減、再資源化

災害廃棄物の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努めます。

#### (5) 処理費削減努力

災害廃棄物の処理に係る経費の削減に努めます。

#### (6) 国、山口県、協力市町、関係機関等との協力連携

災害廃棄物の処理にあたっては、国、山口県、協力市町、広域行政、町内の関連業界団体等に協力を要請し、協力連携体制を構築します。

### 4. 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負います。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務の委託)の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされ、本町が地震や水害等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行うこととします。



## 5. 地域特性

### (1) 地理的特性

本町は山口県の東南部にあって、瀬戸内海の防予諸島の西に位置し、東側には伊予灘を隔てて愛媛県、南側には柳井市平郡島を隔てて周防灘が広がり、北側には広島湾に面し、岩国航空基地は前島から約13kmの位置にあります。

本町は本土と大島大橋で結ばれた屋代島及び有人離島前島、笠佐島、情島、浮島からなっており、屋代島の中央部には文珠山662m、嘉納山684m、嵩山618mの三つの山が覆い被さり、多くの部分が山岳部、丘陵部が占め海岸線まで迫っているところが多く、平坦地が少ないのが特徴です。

本町の地質は、大部分が領家花崗岩であり、部分的に領家変成岩、瀬戸内火山岩が分布しています。広く分布する領家花崗岩は、中生代白亜紀の溶岩が地下で固結したもので、新鮮部は硬質ですが、斜面では表層が風化し緩いマサ(マサ土)となっている箇所が多く、また、新鮮部でも割れ目が発達すると岩塊として分離し易い特徴があります。領家変成岩は、中生代ジュラ紀の地層がその後地下で変成作用(再結晶)を受けたもので、縞状片麻岩と雲母片岩からなっています。分布は、縞状片麻岩が屋代島の西側の家房～秋などです。領家変成岩は、面が重なる構造を持ち、この面に沿って岩塊が分離することがあります。

瀬戸内火山岩は、新生代新第三紀中新世に、火山活動で地表に噴出した溶岩が固結した安山岩、流紋岩、凝灰岩で、分布は、屋代島の西側の頂海山～馬の背、嘉納山、南側の伊崎山～佐連山などの山頂部周辺です。

### (2) 人口等の動向

本町の人口は、昭和20年以降減少傾向が続いており、平成27年(国勢調査)の人口は、17,199人であり、平成22年から1,885人減少しています。

また、65歳以上の割合が増加傾向にあり、平成27年には51.9%と全国平均26.6%に比べて著しく高く、全国でも有数の高齢化地域となっています。

世帯数は、昭和55年に11,830世帯、一世帯当たり人員2.71人であったものが、少子化現象、核家族化の進展等の影響により、平成27年には8,038世帯、一世帯当たり人員2.14人となっており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

表1-1 人口の推移(国勢調査)

| 年     | 人口<br>(人) | 増加       |          | 世帯数    | 一世帯当<br>たり人員<br>(人) | 65歳以上     |           |             |
|-------|-----------|----------|----------|--------|---------------------|-----------|-----------|-------------|
|       |           | 数<br>(人) | 率<br>(%) |        |                     | 人口<br>(人) | 割合<br>(%) | 全国割合<br>(%) |
| 昭和55年 | 32,021    | —        | —        | 11,830 | 2.71                | 7,767     | 24.3      | 9.1         |
| 60年   | 29,749    | △2,272   | △7.1     | 11,687 | 2.55                | 8,234     | 27.7      | 10.3        |
| 平成2年  | 27,119    | △2,630   | △8.8     | 11,202 | 2.42                | 9,007     | 33.2      | 12.0        |
| 7年    | 24,795    | △2,324   | △8.6     | 10,701 | 2.32                | 9,680     | 39.0      | 14.5        |
| 12年   | 23,013    | △1,782   | △7.2     | 10,217 | 2.25                | 9,774     | 42.5      | 17.5        |
| 17年   | 21,392    | △1,621   | △7.0     | 9,578  | 2.23                | 9,502     | 44.4      | 20.1        |
| 22年   | 19,084    | △2,308   | △10.8    | 8,786  | 2.17                | 9,101     | 47.7      | 23.0        |
| 27年   | 17,199    | △1,885   | △9.9     | 8,038  | 2.14                | 8,914     | 51.9      | 26.6        |

注: △は減少

### (3) 災害予測

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとがあります。

排出量については、概ね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、廃棄場所の確保を図ります。

表1-2 被害想定 of 推定量

| 種別         | 推定排出量           |
|------------|-----------------|
| 木造住宅       | 1平方メートル当たり0.2トン |
| 鉄骨造り       | 〃 0.07トン        |
| 鉄筋コンクリート造り | 〃 0.6トン         |

## 第2章 災害発生時の処理体制の構築

### 第1節 災害対策の体制

#### 1. 災害対策本部

本計画で想定する規模の災害が発生した場合、本町においては、本部長を町長とする災害対策本部を設置します。

災害廃棄物の処理開始にあたっては、災害対策本部のもとに対応します。

#### 2. 清掃班の設置

災害対策本部の下に災害廃棄物対策を集中所管する「清掃班」を設置します。

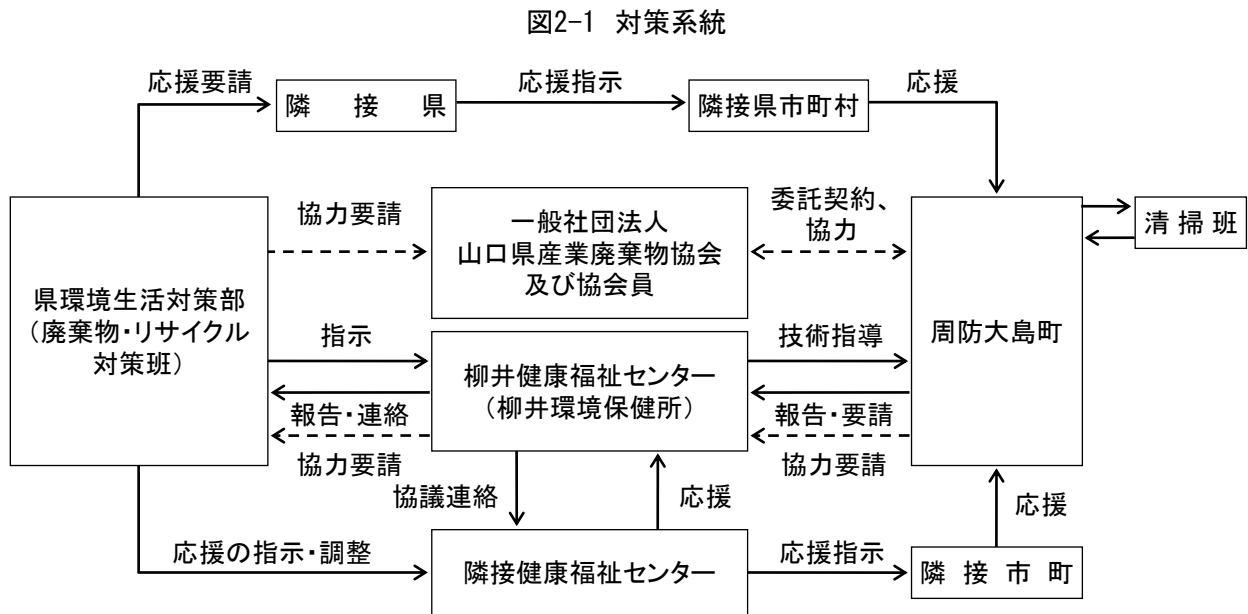
「清掃班」は、指揮命令系統を確立し、生活衛生課長を統括責任者としたチームを設置し、総務担当、処理担当、町民窓口担当、経理担当を置きます。

表2-1 清掃班の主な業務対応

| 担当                       | 主な業務内容   |
|--------------------------|--|
| 総括責任者                    | ○目標・方針の設定、個別の意思決定<br>・計画（現状の把握・分析・評価）を基本に、目標・方針を設定<br>・関係機関との総合調整、総務・経理、現場の各作業を総合的に判断、調整して意思決定   |
| 総務担当<br>(総合調整)           | ○関係支援団体との調整<br>・庁内調整、国、県、支援団体、柳井環境保健所、広域連携関係<br>○現場活動をサポートする後方支援<br>・人員の確保、労務管理<br>・業者選定（施設整備、資機材の調達、輸送手段の確保等）<br>・現場人員等の宿舎等の確保、燃料等の確保   |
| 処理担当<br>(施設・企画)          | ○対外交渉<br>・廃棄物関連部局及び施設部局などとの調整<br>○処理実行計画の作成<br>・情報収集、現状の把握・分析・評価、施設計画・作業計画作成<br>・リソース（人員、資機材）、廃棄物の発生・処理等の状況把握<br>・予測、分析、問題把握<br>・施設計画の作成（施設等の位置・規模・必要仕様の検討、概算費用の把握）、作業計画の作成（見直し） |
| 初動対応担当                   | ○初動に必要となる業務の調整<br>・仮設トイレ設置、ごみ収集、し尿処理、処理施設被災状況確認等   |
| 解体撤去担当<br>仮置場班担当<br>処理担当 | ○現場指揮・監理<br>・災害廃棄物の収集、運搬、処理、処分・再利用に係る業務<br>・作業計画に基づく人員、資機材のリソース、施設の効果的な運用・管理   |
| 町民窓口担当                   | ○広報・問い合わせ等への対応   |
| 経理担当                     | ○資金の調達・管理、契約<br>・必要な資金の調達・管理<br>・施設整備、資機材調達等の契約  |

### 3. 対策系統

災害廃棄物処理の対策系統は下図の通りです。



## 第2節 情報の収集と共有体制

### 1. 災害対策本部事務局等から収集する情報

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎情報とするため、以下に示す情報を町災害対策本部事務局等から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとします。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするるとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理するものとします。

表2-2 災害廃棄物処理に必要な情報の例

| 区分                  | 情報収集項目   | 目的                   |
|---------------------|--|----------------------|
| 避難所と避難者数の把握         | ・避難所名<br>・各避難所の収容人数  | トイレ必要数把握<br>(し尿処理関連) |
| 建物の被害状況の把握          | ・建物の全壊及び半壊棟数<br>・建物の焼失棟数   | 要処理廃棄物量及び種類等の把握      |
| 上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握 | ・水道施設の被災状況<br>・断水(水道被害)の状況と復旧の見直し<br>・下水処理施設の被災状況<br>・主要な道路・橋梁の被災状況と復旧の見直し | インフラの状況把握            |

## 2. 清掃班において行う情報収集

災害廃棄物に関連して清掃班が収集する情報を下図に示します。これらの情報は時間経過とともに正確さを増すことになるため、定期的な情報収集を図ります。

表2-3 清掃班において収集する情報の例

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 職員・施設被災 | 職員の参集状況<br>廃棄物処理施設の被災状況<br>廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況   |
| 災害用トイレ  | 上下水道及び施設の被災状況<br>上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況<br>災害用トイレの配置計画と設置状況<br>災害用トイレの撤去計画・撤去状況  |
| し尿処理    | 被災状況から収集対象し尿の推計発生量<br>し尿収集・処理に関する支援要請<br>し尿収集・処理の進捗状況<br>し尿処理の復旧計画・復旧状況  |
| 生活ごみ処理  | ごみの推計発生量<br>ごみ収集・処理に関する支援要請<br>ごみ収集・処理の進捗状況<br>ごみ処理の復旧計画・復旧状況  |
| 災害廃棄物処理 | 家屋の倒壊及び焼失状況<br>災害廃棄物の推計発生量及び要処理量<br>災害廃棄物処理に関する支援要請<br>災害廃棄物処理実施計画<br>解体撤去申請の受付状況<br>解体業者への発注・解体作業の進捗・支払の状況<br>仮置場の配置・開設状況<br>再利用・再資源化／処理・処分計画 |

### 3. 県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報及びごみ処理等の進捗状況等を順次報告し、必要に応じて支援の要請などが円滑に行えるようにします。

### 4. 関係者と共有する情報

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、近隣市町村等との連絡手段を確保し、情報の共有に努めることとします。また、関係各課、関係団体等との連絡調整を行うこととします。

### 5. 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報

し尿処理施設を含む一般廃棄物処理施設において、災害に備えた緊急時対応マニュアル及び施設の被害状況確認や修復をするための点検手引きを予め作成しておくこととします。また、災害時においては、薬品、燃料等が円滑に流通しないことから、施設ごとに必要となる用役の備蓄情報を整備するものとします。

発災時には、次の事項について情報収集を行うものとします。

#### ○被害状況

被災後の点検等の結果については、速やかに関係機関等に報告します。

災害時の点検、修復に備え、事前に当該施設のプラントメーカー等との連絡、協力体制に基づく被害状況調査及び処理余力等を整理します。二次災害防止のための応急措置を行います。

#### ○修復作業の発注・修復状況

一般廃棄物処理施設の速やかな復旧に向けて、修理や復旧作業を行い、必要な修復作業を発注します。修復の進捗状況は、速やかに関係機関等に報告します。

## 第3節 広域連携体制の構築

---

災害を受けた区域において災害廃棄物を分別、運搬、選別、処理していくためには、多大な労力と機材による迅速な対応が必要であることから、発災後可能な限り速やかに協力・支援体制を整備するものとします。

総務担当は生活系ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理の各担当者から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し「災害時相互応援協定」に基づき、近隣市町や協定市町村に応援を要請するものとします。

また、他の市町村からの支援の申し出については、支援要請内容の調整を行うとともに、その状況を県に報告します。

### 1. 自衛隊・警察・消防・衛生関連の協力・支援体制

災害復旧の初動は、自衛隊、警察、消防による啓開作業となります。初動作業においては、人命救助やライフライン確保が優先されることから、災害廃棄物対応については、分別や環境配慮が後手になることを踏まえ、次の事項に留意し、対応方針を共有するものとします。

- ・災害廃棄物の特性に応じた最小限の分別方針
- ・思い出の品や貴重品の取扱
- ・不法投棄や二次災害の防止

### 2. 近隣自治体等との広域的な協力・支援体制

近隣自治体による協力・支援については、あらかじめ締結する災害協定等に基づき、迅速かつ効果的に実行されるよう常に最新の情報を提供するとともに、町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等について要請することとします。

また、近隣他県の協力・支援が確実に行われるためには、受入体制の整備も重要です。近隣自治体の協定締結に際しては、支援を受ける人材、資材の詳細を取り決め、これらの移動ルートの確保、受入体制の整備も検討していくものとします。

### 3. 民間事業者等との連携・支援体制

災害廃棄物は一般廃棄物とされますが、性状や組成はより産業廃棄物に近いものもあります。これらの処理処分は、市町より産業廃棄物処理のノウハウと機材を有する民間事業者のほうに精通していることがあり、また、一時的に大量の廃棄物进行处理する場合には、生活ごみ処理の余力で対応する市町村施設より民間事業者のほうに機動性に富む可能性が考えられます。さらに、広域処理を円滑に進めるためには、民間のノウハウや資材を活用した運搬手段の確保も必要となります。

このため、災害廃棄物の対応について民間事業者等の協力体制を得るため、次の団体や事業者等の締結を検討することとします。

<協力協定を締結する対象業種・団体等(参考)>

- (1) 産業廃棄物処理業者及び関連団体
- (2) 建設業者及び関連団体
- (3) 輸送運搬業者(陸路・海路)及び関連団体
- (4) 建設作業機器等取扱業者及び関連団体
- (5) 測量・設計業者及び関連団体
- (6) 廃棄物処理分野における学術団体、調査研究機関及び関連団体

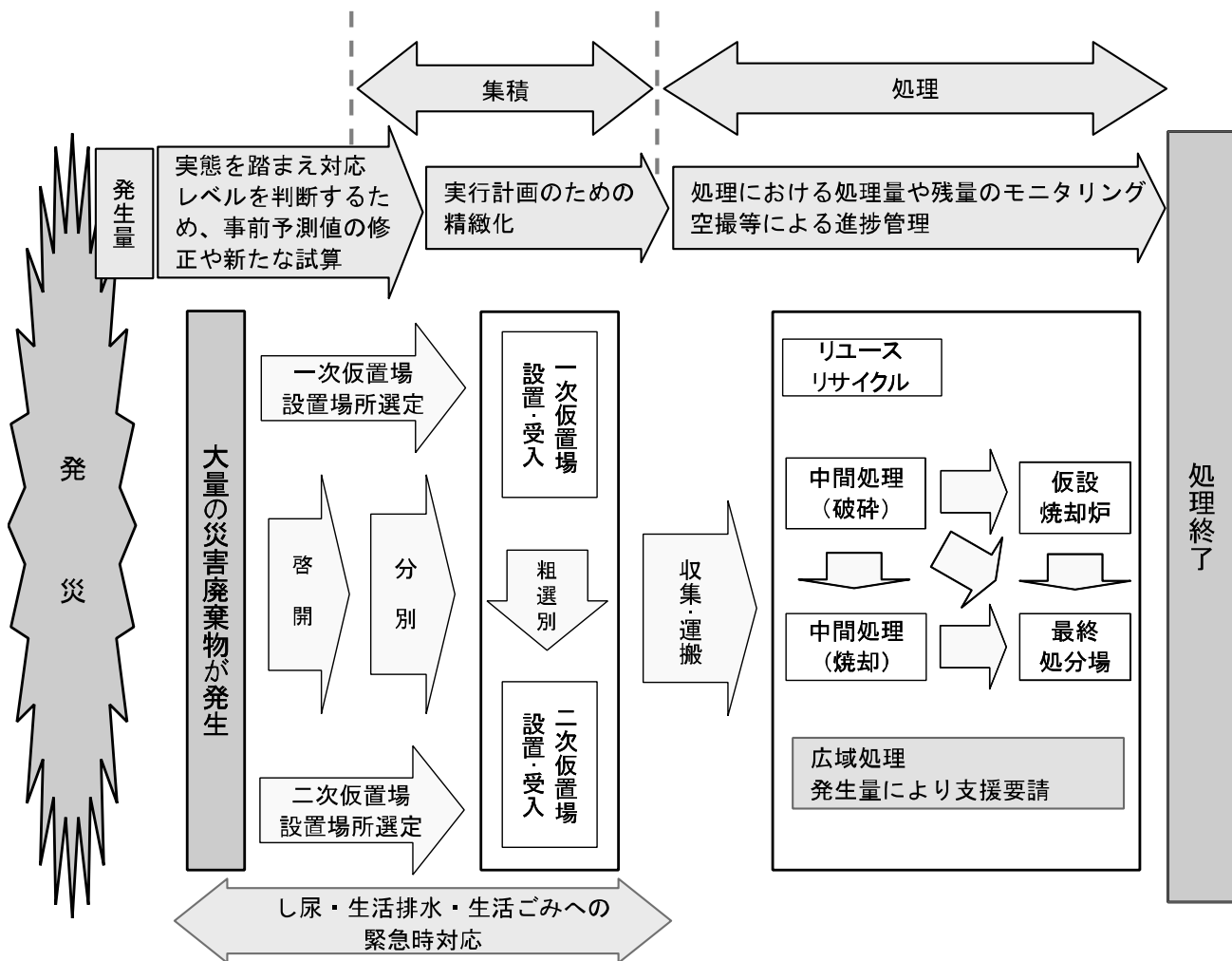


# 第3章 災害廃棄物の処理

## 第1節 災害廃棄物処理の全体像

本町における災害廃棄物処理に係る基本的な流れは、以下に示す通りとします。

図3-1 災害廃棄物処理の全体の流れ



## 第2節 災害廃棄物の処理

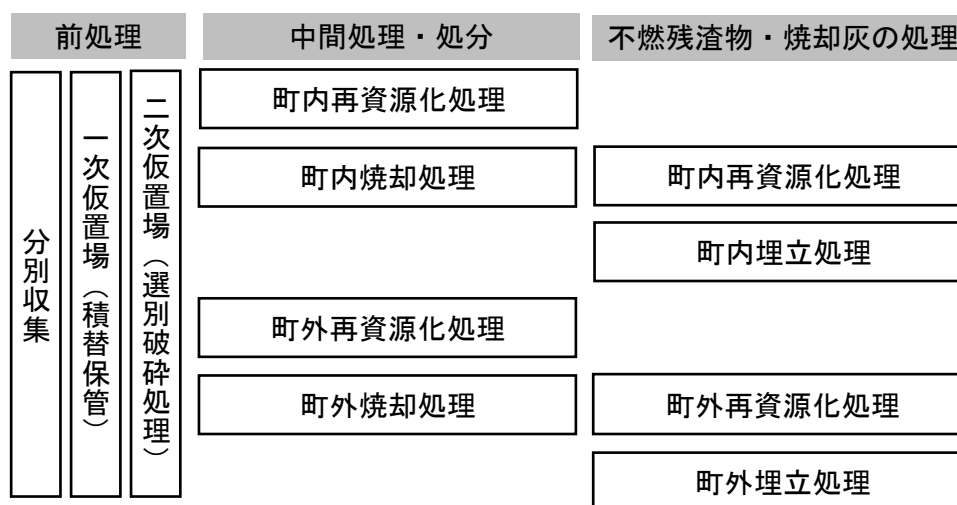
### 1. 災害廃棄物処理の流れ

まず、被災現場(災害廃棄物の発生源)から一次仮置場に搬入し、粗選別を行った後、二次仮置場にて中間処理(破碎・選別)を行い、処理処分先に搬出する流れとします。なお、災害の規模等によっては、一次仮置場について、住民搬入用(住民用仮置場)を区別して住宅地近郊に設置・運用する場合があります。災害廃棄物は、処理処分先の要求品質に合わせた破碎・選別が必要であるため、可能な限り、発生源(家屋解体時など)において分別することが望ましいです。しかしながら、分別が不能もしくは不十分なまま一次仮置場に混合物の状態でも多く搬入するものも多々あります。

一次仮置場では、重機を用いて粗選別を行い、金属くずや柱材・角材等の一部は直接リサイクル業者に引取ってもらいます。残りの混合状態にある廃棄物は、二次仮置場に搬入します。

二次仮置場では、ベルトコンベアや破碎選別プラントを設置し、利用用途、処理処分先の要求品質に合わせた破碎・選別を行います。破碎・選別を行った災害廃棄物は、最終的には、再資源化施設、焼却施設及び最終処分場でリサイクルもしくは埋立処分します。

図3-2 災害廃棄物の処理工程



## 2. 収集運搬

被災現場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、再生利用先又は最終処分先への運搬等を実施します。

被災現場からの収集運搬は、道路の確保が最も重要です。地震による道路の陥没や土砂崩れ、河川の氾濫や津波による舗装の破壊、散乱がれきによる通行障害、道路の浸水等を速やかに解消し、生活圏域から一次仮置場までの運搬ルートを確保し、街中から廃棄物を除去する必要があります。

道路上の廃棄物の撤去は、道路啓開計画に加え、有害物質や危険物の所在情報等を盛り込んだハザードマップをあらかじめ道路管理者等へ提供し、迅速かつ安全に行う必要があります。また、有害廃棄物は、爆発を引き起こしたり、重大な健康被害を及ぼすおそれがあるため、できるだけ専門業者による適切な処理を実施します。

また、災害廃棄物の運搬車両だけでなく、自衛隊等の人命救助・捜索活動、緊急物資の輸送車両等様々な車両が限られたルートに集中することが予想されるため、効率的で安全な運搬ルートを複数確保するとともに、廃棄物発生量、搬出先、運搬距離を事前に想定し、運搬車両の種類、必要台数を推計する必要があります。

災害廃棄物処理にあたる人員や収集運搬車両等必要な資機材が不足する場合は想定して、事前に周辺自治体等と人的・物的支援の協力連携体制を構築するとともに、地元の建設業協会や産業廃棄物協会等ともあらかじめ支援協力についての協定の締結や連絡体制を確保しておくこととします。

なお、被災現場で廃棄物を車両に積み込む際には、危険物や有害廃棄物などに留意し、安全対策を万全に行うとともに、効率的に中間処理を行うため、分別をしたうえで積み込むこととし、混合状態にある廃棄物の量を少なくすることが必要です。

### (1) 被災現場からの収集運搬

被災現場からの一次仮置場への運搬・搬入は、利用できる道路の幅が狭い場合が多く小型の車両しか使えない場合が想定されます。この際の運搬には、道路事情等に応じた荷台が深い小型の車両が必要です。また、直接、焼却施設へ搬入できる場合でも、破砕機が動いていないことが想定され、その場合、畳や家具等を圧縮・破砕しながら積み込めるプレスパッカー車(圧縮板式車)が有効です。

## (2) 被災住宅からの収集運搬

被災住宅からの災害廃棄物の収集運搬は、戸別に収集する方法と、被災者自らが仮置場(住民用仮置場)に搬入する方法があります。

全壊又は半壊家屋については、戸別に収集します。

全壊、半壊に至らなかった住宅や浸水被害を受けた住宅からは、壊れた電化製品、濡れた畳などが排出されることとなり、これらは戸別収集又は従来 of 家庭ごみステーション(集積所)を利用した収集、住民用仮置場への持ち込みにより収集します。なお、大規模な仮置場等への直接搬入は、渋滞の発生や接触事故等を招くおそれがあるため避けなければなりません。

## (3) 仮置場からの収集運搬

広域処理や広域処分を行う場合、被災状況や地理的特性から鉄道輸送や海上輸送も有効な方法と考えられ、使用可能な手段、輸送先との利便性等を総合的に勘案して決定します。

なお、港湾の利用については、関係する団体等と事前に協議を行っておく必要があります。

# 3. 仮置場

## (1) 仮置場の分類

本町で設置する仮置場の定義は、以下の通りとします。

住民用仮置場は、緊急的に随時、設置するものであり、一次仮置場整備に合わせて統廃合することとします。一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の積み替え拠点としての機能と手作業、重機作業により粗選別を行う場所となります。二次仮置場は、一次仮置場から搬入された災害廃棄物を破碎・選別するとともに、状況に応じて仮設焼却炉を設置、運営するものとします。

表3-1 仮置場の定義

|        |   |
|--------|---|
| 住民用仮置場 | 被災した住民が、自ら災害廃棄物を持ち込むことのできる搬入場。被災後できるだけ速やかに、被災地区に比較的近い場所に設置し、数か月間に限定して受け入れる。軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次・二次仮置場が整備されるまで、自治体等による搬入も行う。 |
| 一次仮置場  | 災害廃棄物の前処理(粗選別等)を行い二次仮置場へ積み替える拠点としての機能を持つ。被災現場から災害廃棄物(可能な限り発災現場で分別したもの)を一次仮置場に集積した後、粗選別を行う。  |
| 二次仮置場  | 一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理(破碎・選別等)するとともに、再資源化された復興資材を保管する機能を持つ。  |

## (2) 仮置場の候補地

仮置き場の選定にあたっては、以下の点に留意が必要とされています。

- 基本は、既存の最終処分場(管理型)の空きスペースを利用する
- 数年に渡る保管期間を想定し、周辺環境に配慮した施設とする
- 生活の場あるいは避難場所の周辺は避ける
- 大雨等による増水、満潮・高潮等で影響を受け易い場所は避ける
- 重金属等の分布地域や鉱山跡地は利用法に留意。

仮置場は公用地から抽出した候補地であり、今後の土地利用状況に応じて見直しを行うものとなります。

表3-2 仮置き場の候補地一覧

| 場所          | 所在地          | 備考 |
|-------------|--------------|----|
| 周防大島町環境センター | 大字西安下庄3720-1 |    |

## (3) 仮置場の運営における留意点

仮置場の運営における留意点とその対策は、以下の通りです。

仮置場の周辺状況等も踏まえて必要な対策を検討します。

表3-3 仮置場の運営における留意点と対策

| 留意点       | 対策  | 備考   |
|-----------|---|--|
| 飛散防止策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散水の実施</li> <li>・ 仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置</li> <li>・ フレコンバッグに保管</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾地域など風が強い場所に仮置場を設置する場合</li> <li>・ 飛散するおそれのある廃棄物</li> </ul> |
| 汚水の土壌浸透防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置</li> <li>・ 排水溝及び排水処理設備等の設置を検討</li> <li>・ 仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壌汚染防止に努める</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置実施</li> </ul>                  |
| 発火・火災防止   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畳や木くず、可燃混合物を固めて高い山にして、長期保管することは極力避ける</li> <li>・ 特に混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、定期的にモニタリングを行う</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散水により、微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要である</li> </ul>        |

## 第4章 町民協働と理解の促進

### 第1節 広報・広聴の促進

---

事前及び災害発生後に、町民に対する啓発・広報を行います。

### 第2節 相談・苦情の受付と対応

---

住民からの相談及び苦情については、住民窓口を設置し、対応を図ります。  
また、情報の共有化を図るため、記録及び整理、集約することとします。

### 第3節 災害時ボランティア等の対応と支援

---

災害時ボランティアなどに対し、環境・衛生への配慮、思い出の品の扱いなど、災害廃棄物に対する基本的な行動が取れるような広報や支援を行います。

## 第5章 環境への配慮

災害廃棄物の処理にあたっては、解体撤去、回収、運搬、仮置き、分別、破碎・焼却等の中間処理、輸送、最終処分それぞれの段階において環境への影響を最小とし、公衆衛生の確保に努めることとします。